

2017年度 成年後見人養成研修について

2017年度より、日本社会福祉士会の成年後見人養成研修が変わります！

- 成年後見制度を活用する社会福祉士のための「成年後見人材育成研修」(認証研修)
- ばあとなあ名簿に登録し、受任する社会福祉士のための「名簿登録研修」

1 新研修への移行の趣旨

2000年4月に成年後見制度が施行される以前より、本会では成年後見人等候補者養成研修（以下、「成年後見人養成研修」という。）を開発し、本研修を通じて多くの成年後見人等候補者を養成してきました。

近年、社会福祉士養成課程において「権利擁護と成年後見」の科目が創設され、また本会の新生涯研修制度において必修と位置付けられる基礎課程（基礎研修Ⅰ～Ⅲ）においても、権利擁護法学系科目が整備されました。これら基盤となる研修との整合性を図る観点から、従来の成年後見人養成研修のカリキュラムの見直しが求められていました。

また、ソーシャルワークの知識・技術に基づく援助、関係者との連絡調整や、様々な社会福祉制度の活用等、成年後見活動を担う社会福祉士の活動の質を担保するためには、従来の成年後見人養成研修のカリキュラムだけでは十分ではないとの課題も挙げられていました。

一方で、成年後見人として受任することを目的とせず、成年後見制度に関する相談対応のために本研修を受講したいというニーズも寄せられていましたが、従来の成年後見人養成研修ではこの要請には対応できませんでした。

日本社会福祉士会では、これらの状況をふまえ、成年後見人養成研修のあり方について、2012年度より業務執行理事による全都道府県会長ヒアリング調査に基づき、理事会、委員会にて継続的に検討を重ねてきました。2017年度より、以下のとおり、成年後見人養成研修を新たな研修体系にて実施します（以下、2017年度以降の本会成年後見人養成研修を「新研修」と記載）。

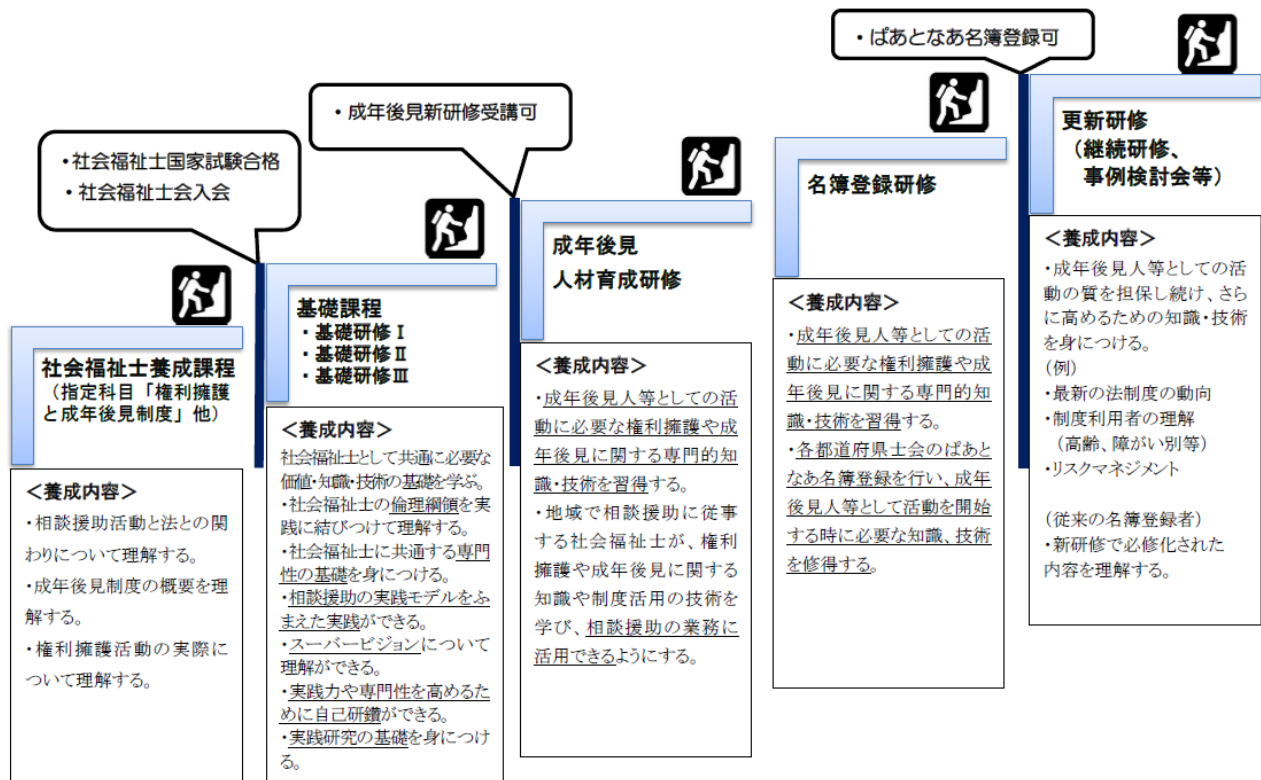
2 新研修の特徴（旧研修との違い）

新研修は、以下のような特徴があります。

(1) 受講要件が「基礎課程修了」であること

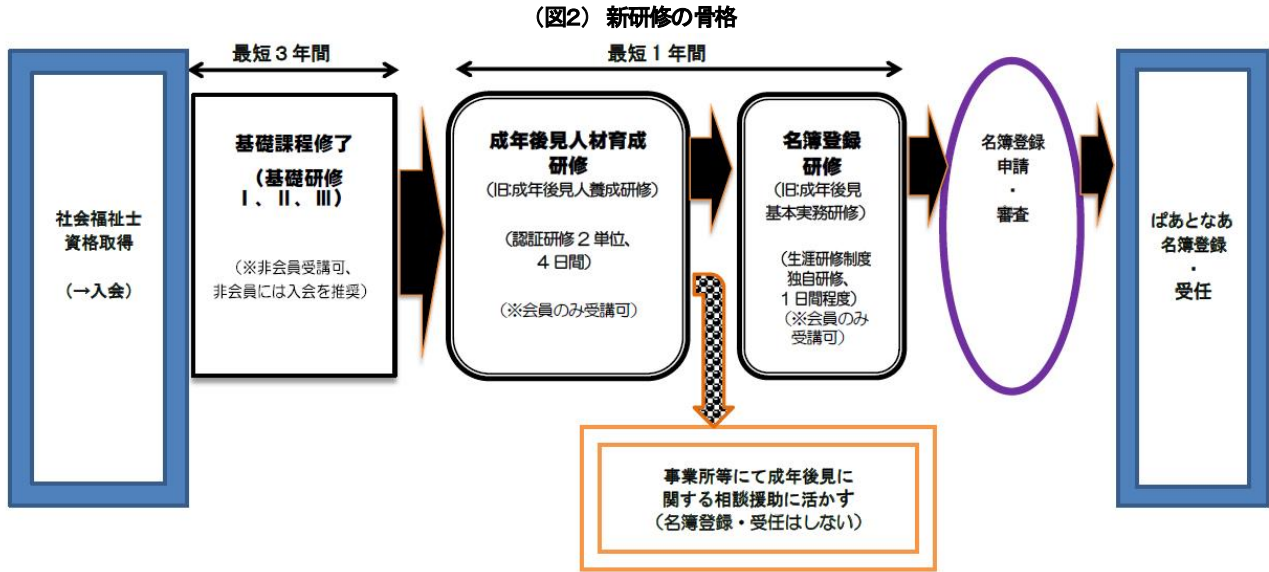
新研修では、本会生涯研修制度における基礎課程（基礎研修Ⅰ～Ⅲ）の受講を通じて、社会福祉士に共通する専門性の基礎を身に付けた上で、成年後見人養成研修を受講することで、成年後見に関する相談対応や、受任者としての活動の質を担保しています（図1参照）。

(図1)日本社会福祉士会における成年後見人等候補者の養成課程（資質担保のプロセス）



(2) 「成年後見人材育成研修」(認証研修) と、「名簿登録研修」に分かれていること

新研修では、成年後見制度を活用する社会福祉士が受講可能な「成年後見人材育成研修」と、成年後見人等として実務を担う社会福祉士成年後見等受任候補者の養成を目的とする「名簿登録研修」の2つに分かれています。旧研修では、成年後見人等として実務を担う社会福祉士成年後見等受任候補者の養成を目的としていましたが、研修を2段階に分けたことにより、成年後見人材育成研修では、地域で相談援助に従事する社会福祉士も成年後見制度活用の知識、技術を修得することが可能となりました (図2参照)。



●名簿登録研修について

名簿登録研修は、成年後見人材育成研修の修了者を対象に、原則として各都道府県にて実施されます。実施予定やプログラム等の詳細は、所属する都道府県社会福祉士会にお問い合わせください。なお、以下は、日本社会福祉士会で提示している「名簿登録研修 標準カリキュラム」です。

(※ばあとなあ名簿登録には、都道府県社会福祉士会にて審査があります。また、都道府県社会福祉士会の定める名簿登録料等が別途必要です)。

名簿登録研修 標準カリキュラム

2017年2月時点

使用テキスト ①『権利擁護と成年後見実践』(メインテキスト) ②『後見六法』 ③『専門職後見人と身上監護』
④『成年後見実務マニュアル』 ⑤参考資料集等

課目	課目の目標	時間(分)	形態	講師	使用テキスト					課題
					①	②	③	④	⑤	
1 都道府県ばあとなあ の仕組みについて	1 研修の体系と目的を確認する(研修ガイダンス)。 2 都道府県ばあとなあ の仕組みとばあとなあ名簿 登録・更新について理解する。 3 弁護士や司法書士等の専門職との連携について理解する。	10	講義	都道府県社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○			○	○	
2 都道府県ばあとなあ における受任の実際	1 都道府県における受任候補者推薦から受任まで、及び受任後の流れを理解する。 2 ばあとなあ の初回から終了までの報告書の提出方法を理解する。	50	講義	都道府県社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○		○	○	
3 受任後の実務	1 家庭裁判所への財産目録及び初回報告書の提出に必要な受任直後の事務を理解する。 2 定期的に行われる実務について、必要事項の確認、必要性、注意事項、やり方考え方のバリエーション学ぶ。	50	講義	都道府県社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○		○	○	
1日間 (360分) 4 演習 (後見計画策定演習)	1 事例にもとづいて検討することで、後見業務の実際について理解を深める。 2 成年後見人等として、受任直後に行う財産の調査及び目録の作成事務について理解する。 3 今後1年くらいに想定される後見事務を中心に後見計画を策定し、後見業務の見通しをたてる。	150	演習	都道府県社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○	○	○		●
5 後見人のリスクマネジメント	1 法に規定される成年後見人の権限、義務、基本姿勢を把握する。 2 後見活動におけるリスクについて理解する。 3 都道府県ばあとなあ が行うフォロー体制について理解する。 4 不正防止策としての後見監督人と後見制度支援信託について理解する。 5 都道府県ばあとなあ の一員として、受講者自身は何を するのか考える。	90	講義	都道府県社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○	○	○		
6 研修のまとめ	1 成年後見人材育成研修、名簿登録研修で学んだ内容を振り返る。 2 研修終了後の名簿登録、候補者紹介、受任、活動報告書の流れを理解する。	10	講義	都道府県社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者					○	

➤次ページ以降は、「成年後見人材育成研修」についての説明です。

3 成年後見人材育成研修の種類（「委託研修」と「都道府県研修」）

日本社会福祉士会が主催する成年後見人材育成研修（委託研修）（以下、「委託研修」という。）と、都道府県社会福祉士会が主催する「都道府県研修」（※2017年度は埼玉、東京、大阪、兵庫、佐賀で実施予定）があります。

本紙では主に日本社会福祉士会が主催する「委託研修」について、研修の概要をご案内します。2017年度の委託研修は、全国10都道府県社会福祉士会で実施します（定員総数約330名）。

4 2017年度の成年後見人材育成研修（委託研修）の概要と申込について

本会が主催する2017年度委託研修の概要（受講要件、申込方法、開催時期、受講費）は以下のとおりです。

（1）研修目標

- ①専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。（※本研修の修了は、権利擁護センターぱあとなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する「名簿登録研修」の受講要件となります。）
- ②地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。

（2）受講要件：次の要件全てを満たす者

- ①日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士
- ②都道府県社会福祉士会の会長が成年後見活動に資すると認める者
- ③カリキュラムの全課程を出席できる者
- ④日本社会福祉士会の基礎研修Ⅲを受講済みである者、若しくは旧生涯研修制度において共通研修課程を1回以上修了している者（基礎課程を受講したと見なされている者）

※実施社会福祉士会により追加条件がある場合があります。

※受講においては、成年後見活用講座に類する研修を受講済みであることが望まれます。

※④について「旧基礎研修のみ修了」及び「旧基礎研修免除」のみで、旧生涯研修制度共通研修課程修了が1回もない場合は、2017年度以降基礎研修に関する受講要件を満たしませんので、ご注意ください。

（3）申込方法と開催時期：

委託研修の各会場の実施概要は「P4 2017年度成年後見人材育成研修 委託研修実施一覧」にてご確認ください。「受講対象都道府県社会福祉士会」が指定されていますので、受講対象となっている都道府県社会福祉士会会員のみ申し込みができます。

委託研修の開催要項は、所属都道府県社会福祉士会から4月以降（会場により異なります）に送付されますので、ご参照の上、申込み手続きを行ってください。

（4）受講料：

会場によって異なります。詳細は、実施一覧をご参照ください。

（※市販テキスト代約14,000円が別途必要です。注文票は受講決定後受講者に案内します。）

（5）研修単位について

○日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、専門課程の2単位となります。

○本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。

認証科目：後見制度の活用（成年）（分野専門／高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群） 単位数：2単位
認証番号：20160004

注：分野については、認定社会福祉士の認証申請をするときに、自身の認定申請をする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用（成年）」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

（6）主催：公益社団法人日本社会福祉士会

（7）運営：宮城県社会福祉士会、千葉県社会福祉士会、神奈川県社会福祉士会、新潟県社会福祉士会、石川県社会福祉士会、長野県社会福祉士会、愛知県社会福祉士会、京都社会福祉士会、広島県社会福祉士会、福岡県社会福祉士会（以上10会場）

※各会場の受講対象は、次ページをご参照ください。

※都道府県士会主催の成年後見人材育成研修（成年後見人養成研修）は、埼玉県社会福祉士会、東京社会福祉士会、大阪社会福祉士会、兵庫県社会福祉士会、佐賀県社会福祉士会で実施が予定されています。

※都道府県士会主催の研修は、一部受講要件や研修内容が独自に設定されている場合があります。受講に際しては、事前にご所属の都道府県士会に必ずご確認ください。

お問い合わせ先 公益社団法人日本社会福祉士会 企画グループ(担当:荒木)
TEL:03-3355-6541 FAX:03-3355-6543 Mail:seinenkoken@jacsw.or.jp

2017年度 成年後見人材育成研修（委託研修）実施一覧

※2017年2月時点の実施予定です。今後変更がある場合があります。

N o.	主管社 士会	受講要件 (独自)	受講費	日時	開催地	受講対象都道府県 社士会及び 予定定員	開催要項 送付時期 (対象者のみ)	運営 問い合わせ先
1	宮城	①会費未納がない者 (宮城県のみ) ②各県士会からの 推薦者(宮城県 以外)	50,000円	未定	仙台市	宮城県(20名) 青森県、岩手県、 秋田県、山形県、 福島県(20名) 計40名	2017年5月 中旬頃 (予定)	一般社団法人 宮城県社会福祉士会 TEL:022-233-0296 FAX:022-393-6296 Mail:mail@macsw.jp
				未定				
				未定				
				未定				
2	千葉	会費未納の ない者	50,000円	2017年7月22日(土)	千葉市	千葉県(20名) 茨城県(5名) 計25名	2017年4月頃 (予定)	一般社団法人 千葉県社会福祉士会 TEL:043-238-2866 FAX:043-238-2867 Mail:office@cswhiba.com
				2017年8月25日(金)				
				2017年9月23日(土)				
				2017年10月21日(土)				
3	神奈川	①会費未納のない者 ②本研修の受講に ついて勤務先等の 承諾を得た者	50,000円	2017年7月22日(土)	横浜市	神奈川県(45名) 静岡県(5名) 計50名	2017年3月頃 (予定)	公益社団法人 神奈川県 社会福祉士会 TEL:045-314-0007 FAX:045-317-2045 Mail:partner@kacsw.or.jp
				2017年9月2日(土)				
				2017年10月7日(土)				
				2017年11月11日(土)				
4	新潟		50,000円	2017年8月5日(土)	新潟市	新潟県(30名) 計30名	2017年3月頃 (予定)	公益社団法人 新潟県社会福祉士会 TEL:025-281-5502 FAX:025-281-5504 Mail:partner-niigata @ray.ocn.ne.jp
				2017年9月3日(日)				
				2017年9月24日(日)				
				2017年10月14日(土)				
5	長野		50,000円	2017年7月中旬(土)	松本市	長野県(20名) 山梨県(5名) 計25名	2017年4月頃 (予定)	公益社団法人 長野県社会福祉士会 TEL:026-266-0294 FAX:026-266-0339 Mail:info@nacsw.jp
				2017年9月上旬(土)				
				2017年9月上旬(日)				
				2017年10月下旬(土)				
6	石川	年会費の滞納のない 者	50,000円	2017年7月1日(土)	金沢市	石川県(10名) 富山県・福井県 (10名) 計20名	2017年3月頃 (予定)	一般社団法人 石川県社会福祉士会 TEL:076-207-7770 FAX:076-207-5460 Mail:icsw@spacekan.ne.jp
				2017年8月5日(土)				
				2017年9月2日(土)				
				2017年10月7日(土)				
7	愛知		50,000円	2017年9月9日(土)	名古屋市	愛知県(30名) 静岡県・三重県・ 岐阜県(20名) 計50名	2017年4月頃 (予定)	一般社団法人 愛知県社会福祉士会 TEL:052-202-3155 FAX:052-202-3006 Mail:acs@aiichi.email.ne.jp
				2017年10月7日(土)				
				2017年11月4日(土)				
				2017年12月2日(土)				
8	京都	①会費の滞納が ない者 ②応募者多数の場合 は、名簿登録研修 受講予定者を優先 する ③最少催行人数15 名	50,000円	2017年7月2日(日)	京都市	京都(30名) 滋賀県(10名) 計40名	2017年3月頃 (予定)	一般社団法人 京都社会福祉士会 TEL:075-803-1574 FAX:075-803-1575 Mail:cskyoto @mediawars.ne.jp
				2017年8月6日(日)				
				2017年9月3日(日)				
				2017年10月1日(日)				
9	広島		50,000円	2017年9月23日(土)	広島市	広島県、山口県、 島根県、鳥取県、 岡山県、香川県、 徳島県、高知県、 愛媛県 計30名	2017年4月頃 (予定)	公益社団法人 広島県社会福祉士会 TEL:082-254-3019 FAX:082-254-3018 Mail:office@hacsw.jp
				2017年9月24日(日)				
				2017年10月28日(土)				
				2017年10月29日(日)				
10	福岡		50,000円	2017年11月19日(日)	福岡市	福岡県(20名) 佐賀県、長崎県、 大分県、熊本県、 宮崎県、鹿児島 県、沖縄県(10名) 計30名	2017年4月頃 (予定)	公益社団法人 福岡県社会福祉士会 TEL:092-483-2944 FAX:092-483-3037 Mail:partner@ficsw.or.jp
				2018年1月13日(土)				
				2018年1月14日(日)				
				2018年1月21日(日)				

2017年度 都道府県研修 実施一覧

※2017年2月時点の実施予定です。今後変更がある場合があります。

主催 社会	受講要件	受講費	日時	開催地	受講対象 都道府県 社会及び 予定定員	開催要項 送付時期 (対象者 のみ)	運営 問い合わせ先
都道府県 研修 埼玉	①埼玉県在住、在勤の社会福祉士。又は、埼玉県社会福祉士会(以下「本会」といふ)と契約を交わした都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士。(茨城県) ②研修修了後、成年後見人候補者名簿に登録し、受任できる者。※権利擁護センターばあとなあ埼玉に名簿登録する場合は、本会への入会及び権利擁護センターばあとなあの入会が必要です。 ③本会の会長が成年後見活動に資すると認める者。 ④カリキュラムの全過程に出席できる者。 ⑤基礎研修Ⅰを受講済みである者。※基礎研修課程を受講済みとみなされた者も含む。	50,000 円	2017年9月10日(日)	さいたま 市	埼玉県 (42名) 茨城県 (6名) 計48名	2017年 4月頃 (予定)	公益社団法人 埼玉県社会福祉士会 TEL:048-857-1717 FAX:048-857-9977 Mail: p-rinfo@saitama1717csw.jp
			2017年10月15日(日)				
			2017年11月12日(日)				
			2017年12月17日(日)				
			2018年1月14日(日)				
都道府県 研修 東京	①社会福祉士資格保持者 ②基礎研修Ⅲ修了者 ③活用講座修了者 ④本研修全課程に参加できる者	50,000 円	2017年9月10日(日)	23区内	東京(80 名) 計80名	2017年 5月頃 (予定)	公益社団法人 東京社会福祉士会 TEL:03-5944-8466 FAX:03-5944-8467 Mail: partnerjimu@tokyo-csw.org
			2017年10月8日(日)				
			2017年11月4日(土)				
			2017年12月10日(日)				
都道府県 研修 大阪	基礎研修Ⅲを修了していること ばあとなあ相談員に登録できること (予定)	50,000 円	2017年11月 ～2018年3月 (予定)	大阪市	大阪府、 和歌山県、 奈良県、 計50名 (予定)	2017年 9月頃 (予定)	公益社団法人 大阪社会福祉士会 TEL:06-4304-2772 FAX:06-4304-2773 Mail: ofuku@oacsw.or.jp
都道府県 研修 兵庫	(1)兵庫県社会福祉士会会員。または、本会と契約を交わした都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士。 (2)研修修了後成年後見人候補者名簿に登録し、受任できる者 (3)兵庫県社会福祉士会会長が成年後見活動に資すると認める者、及び、本会と契約を交わした都道府県の会長が認める者 (4)カリキュラムの全課程を出席できる者 (5)日本社会福祉士会の基礎研修Ⅰを受講済みである者、若しくは2011年度までの旧基礎研修を受講済みである者 (6)2017年4月1日現在70歳未満の者 (兵庫県会員のみ)	50,000 円	2017年7月2日(日)	神戸市	兵庫県社会 福祉士会会 員。また は、本会と 契約を交わ した都道府 県社会福祉 士会に所属 する社会福 祉士。 計80名	2017年 4月頃 (予定)	一般社団法人 兵庫県社会福祉士会 TEL:078-265-1330 FAX:078-265-1340 Mail: partner-jmu@hacsw.or.jp
			2017年7月30日(日)				
			2017年9月3日(日)				
			2017年10月1日(日)				
			2017年11月5日(日)				
都道府県 研修 佐賀		50,000 円	2017年6月17日(土)	佐賀市	佐賀県 (30名) 九州ブロッ ク他県(20 名) 計50名	2017年 4月頃 (予定)	公益社団法人 佐賀県社会福祉士会 TEL:0952-36-5833 FAX:0952-36-6263 Mail: shadan-saga2@cosmos.ocn.ne.jp
			2017年7月1日(土)				
			2017年7月15日(土)				
			2017年7月29日(土)				
			2017年8月5日(土)				

※ 「都道府県研修」は、都道府県社会福祉士会が主催する成年後見人材育成研修(成年後見人養成研修)で、それぞれ認定社会福祉士認証・認定機構による研修認証を受けています。

※ 都道府県研修は、受講要件・カリキュラム等を独自に設定している場合があります。

※ 都道府県研修の受講は、上記一覧表の受講対象に該当し、受講要件を満たすとともに、所属する都道府県社会福祉士会の会長推薦が必要です。受講に際しては、事前にご所属の都道府県士会に必ずご確認ください。

成年後見人育成研修 標準カリキュラム

2017年2月時点

使用テキスト ①『権利擁護と成年後見実践』（メインテキスト） ②『後見六法』 ③『専門職後見人と身上監護』
④『成年後見実務マニュアル』 ⑤参考資料集等

	課目	課目の目標	時間(分)	形態	講師	使用テキスト					課題	
						①	②	③	④	⑤		
1日目 (390分)	0 研修ガイダンス	1 研修の目的を確認する 2 研修概要、スケジュール、事前課題とその取り扱い等を理解する 3 受講における留意点及び修了要件を理解し、受講姿勢を明確にする	30	講義	社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者						○	
	1 成年後見制度の解説	1 成年後見制度が成立した背景及び制度の趣旨と理念を理解する。 2 法定後見制度と任意後見制度の概要を理解する。 3 成年後見制度の周辺にある制度を理解する。 4 弁護士や司法書士等の専門職との連携について理解する。	120	講義	成年後見実務に精通した弁護士、司法書士、有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)	○	○	○				●
	2 成年後見活動における判断能力のとらえ方	1 成年後見制度における診断書、鑑定書について理解する。 2 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等を理解するために必要な医学的知識を修得する。	60	講義	医師	○	○					
	3 社会福祉士と成年後見～権利擁護の視点から	1 社会福祉士の専門性を活かした権利擁護の視点を理解する。 2 権利擁護の諸制度や成年後見制度の課題と最新動向を理解する。	180	講義	社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○	○				
2日目 (360分)	4 財産法の基礎	成年後見制度活用のための財産法の基礎的知識を修得する。	120	講義	成年後見実務に精通した弁護士、司法書士、有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)	○	○					●
	5 財産管理のための知識	1 成年後見制度活用のための財産管理の基本的事項を理解する。 2 財産管理に必要な具体的方法に関する知識を修得する。	90	講義	成年後見実務に精通した弁護士、司法書士	○	○		○	○		
	6 後見事務の実際1	具体的事例を通して、財産管理の方法を理解する	60	報告 解説	報告者:社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者 解説者:課目5担当講師等	○	○		○			
	7 家庭裁判所の実務の理解	1 家裁における後見担当部局の概要(裁判官、調査官、書記官それぞれの役割)を理解する。 2 家裁における家事審判手続きについて理解する。 3 不正防止への取り組み(監督人の選任、後見支援信託)について理解する。	90	講義	裁判官、家裁職員(元職含む)	○	○				○	
3日目 (360分)	8 家族法の基礎	1 成年後見制度活用に必要な親族法の基礎知識を修得する。 2 成年後見制度活用に必要な相続法の基礎知識を修得する。	120	講義	成年後見実務に精通した弁護士、有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)	○	○					●
	9 身上監護のための知識	1 身上監護とされる項目を修得する。 2 成年後見制度活用上の留意点に配慮できるようになる。 3 権利侵害に対抗できる手続きを理解する。	150	講義	成年後見実務に精通した有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)、社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人候補者名簿登録者	○	○	○	○	○		
	10 後見事務の実際2	具体的な活動事例を通して身上監護の方法を理解する	90	報告 解説	報告者:社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者 解説者:課目9担当講師等	○	○	○	○	○		
4日目 (300分)	11 演習1 ニーズの把握と対応	1 権利擁護ニーズについて理解する。 2 権利擁護に関わる制度の特徴と活用方法を理解する。	120	演習	社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○		○			●
	12 演習2 ネットワーク活用による権利擁護(それぞれの立場での権利擁護実践)	1 制度の限界を理解する 2 権利擁護について社会福祉士がとるべき態度について理解する。	120	演習	社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○		○			●
	13 今後の活動について	1 研修を振り返り、成年後見人に必要な知識・技術を共有する。 2 成年後見制度を活用するために必要な知識の理解度を確認するため、修了試験を行う。	60	講義	社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○				○	●